

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 39 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月及び同年8月
② 昭和52年11月及び同年12月
③ 昭和53年2月
④ 昭和54年7月
⑤ 昭和54年9月

昭和53年5月に結婚したが、それまでは、両親と私の国民年金保険料を、結婚後は、妻の分を併せた4人の保険料を、父親が毎月銀行の行員に納付書及び小切手を渡し、納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑤について、申立人、その妻及びその母親の国民年金保険料を申立人の父親が自身の保険料と併せて、銀行で納付していたとしているところ、申立人、その妻及びその両親の国民年金被保険者名簿によると、当該期間前後の期間の保険料は4人全員納付されており、当該期間においては申立人以外の3人の保険料が過年度納付されていることが確認できる上、当該期間当時、申立人の父親が小切手及び納付書を渡していた銀行は、「当行において、国民年金保険料の納付を受け付けていた。」と回答していることから、申立人の父親が、当該期間において、申立人以外の3人の保険料を納付し、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①、②及び③について、申立人及びその母親の国民年金保険料を申立人の父親が自身の保険料と併せて納付していたとしているところ、それぞれの上記被保険者名簿によると、申立人及びその両親共に、保険料が

未納とされている上、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年12月まで
② 昭和38年9月

申立期間①について、昭和36年8月頃、集金人に頼んで国民年金の加入手続きを行い、同集金人が、毎月、国民年金保険料の集金に来ていた。その後、昭和38年1月から後任の集金人が集金に来ており、同集金人から37年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納であると言われたので、未納の保険料9か月分を3回に分けて納付し、同集金人から、「全部納付できた。」と言ってもらい、安心していた。

申立期間②については、集金人に国民年金保険料を納付しており、手持ちの「国民年金保険料領収カード」には保険料の納付を示す集金人の押印もあり、保険料の還付も受けたことはない。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する国民年金保険料領収カードによると、当該期間に集金人が領収したことを示す押印が認められ、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の昭和38年9月の検認印欄に「40.11.8」と記載され、当該記録の上に「時効消滅」とゴム印が押され、さらに、特殊台帳においても、昭和38年度の納付月数が11か月、摘要欄に「38.9(未)」と記録されていることが確認できるところ、社会保険事務所(当時)においては、申立人に国民年金保険料が還付されたことを示す関連資料が無い上、通常、保険料の還付があった場合、特殊台帳に還付をした旨記載されるは

ずであるが、当該台帳への記載が見受けられず、不合理な記録となっていることから、還付処理が適切に行われていなかったものと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 36 年 8 月から 37 年 3 月までについては、申立人は、「昭和 36 年 8 月頃、集金人に頼んで国民年金の加入手続を行い、同集金人が、毎月、国民年金保険料の集金に来ていた。」旨申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、39 年 1 月 20 日に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行い、36 年 8 月 4 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿により確認できるが、この同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部である昭和 36 年 8 月から同年 9 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が毎月保険料を納付していたとする集金人について、確認することができず、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月から同年 12 月までについては、申立人は、「昭和 38 年 1 月から後任の集金人が集金に来ており、同集金人から 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納であると言われたので、未納の保険料 9 か月分を 3 回に分けて納付した。」旨申し立てしているところ、上記被保険者名簿の検認記録によると、申立人は申立期間①直後の 38 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を 40 年 3 月 22 日から 41 年 2 月 22 日までの計 7 回に分けて過年度(現金)納付し、昭和 39 年度の保険料を 40 年 1 月 5 日に現年度納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金領収カードにおいて、37 年 4 月から同年 12 月までの領収印欄には斜線が引かれ、集金人の押印が無いことを考え併せると、後任の集金人が集金に来た 38 年 1 月以降に未納としていた保険料を 40 年 3 月から過年度納付したと誤認している可能性がうかがわれ、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成18年4月は22万円、同年5月から同年12月までの期間は20万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年8月までの期間は20万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月11日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成22年1月13日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成18年4月は22万円、同年5月から同年12月までの期間は20万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年8月までの期間は20万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることができないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された平成 19 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る給与支払明細書（写）によると、標準報酬月額の設定の基礎となる当該期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出された給与支払明細書（写）により、当該期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、B年金事務所は、「C年金事務所は、本件申立てを受け、平成 22 年 6 月 11 日付けでD社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 20 年 4 月 1 日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年 6 月 30 日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額 22 万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成17年8月は22万円、同年9月から18年5月までの期間は20万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までの期間は24万円、同年10月から19年4月までの期間は22万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成22年1月13日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成17年8月は22万円、同年9月から18年5月までの期間は20万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までの期間は24万円、同年10月から19年4月までの期間は22万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることとはできないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オン

ライン記録によると 16 万円と記録されている。

しかし、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細表における平成 19 年 4 月及び同年 5 月の給与振込金額、平成 20 年度市県民税課税（所得）証明書（平成 19 年分）、並びに申立人から提出された同年 6 月の給与支払明細書（写）によると、標準報酬月額決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、B社から提出された賃金台帳（写）により、当該期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、C年金事務所は、「D年金事務所は、本件申立てを受け、平成 22 年 6 月 11 日付けでB社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 20 年 4 月 1 日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年 6 月 30 日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額 22 万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成12年12月から17年11月までの期間は22万円、同年12月から18年8月までの期間は24万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月から19年11月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月11日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成22年1月19日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成12年12月から17年11月までの期間は22万円、同年12月から18年8月までの期間は24万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月から19年11月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることができないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。

しかし、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細表における平成

19年4月から同年6月までの期間に係る給与振込金額、及び平成20年度市県民税課税（所得）証明書（平成19年分）によると、標準報酬月額決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間において標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、B社から提出された賃金台帳（写）により、当該期間において標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、C年金事務所は、「D年金事務所は、本件申立てを受け、平成22年6月11日付けでB社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成20年4月1日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年6月30日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額22万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成14年3月から同年12月までの期間は22万円、15年1月から同年12月までの期間は20万円、16年1月から17年8月までの期間は22万円、同年9月から同年11月までの期間は20万円、同年12月は22万円、18年1月から19年11月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月1日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成22年1月19日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成14年3月から同年12月までの期間は22万円、15年1月から同年12月までの期間は20万円、16年1月から17年8月までの期間は22万円、同年9月から同年11月までの期間は20万円、同年12月は22万円、18年1月から19年11月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることとはできないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。

しかし、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細表における平成 19 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る給与振込金額、及び平成 20 年度市県民税課税（所得）証明書（平成 19 年分）によると、標準報酬月額決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの期間において標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出された給与支払明細書（写）により、当該期間において標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、B 年金事務所は、「C 年金事務所は、本件申立てを受け、平成 22 年 6 月 11 日付けで D 社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 20 年 4 月 1 日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年 6 月 30 日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額 24 万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成17年8月から同年11月までの期間は20万円、同年12月から19年3月までの期間は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成22年1月21日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成17年8月から同年11月までの期間は20万円、同年12月から19年3月までの期間は22万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることとはできないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。

しかし、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細表における平成 19 年 6 月の給与振込金額、平成 20 年度市県民税課税（所得）証明書（平成 19 年分）、並びに申立人から提出された同年 4 月及び同年 5 月の給与支払明細書（写）によると、標準報酬月額の設定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの期間において標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出された給与支払明細書（写）により、当該期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、B 年金事務所は、「C 年金事務所は、本件申立てを受け、平成 22 年 6 月 11 日付けで D 社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 20 年 4 月 1 日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年 6 月 30 日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額 22 万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①については、その主張する標準標準月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成17年11月は24万円、同年12月から19年7月までの期間は22万円、同年8月から同年11月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月11日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年4月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年5月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除された額とねんきん定期便に記載されている額が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、

あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日（平成 22 年 1 月 29 日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により、消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書（写）、給与振込口座に係る普通預金異動明細表、及び市県民税課税（所得）証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額並びに報酬月額から、平成 17 年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 19 年 7 月までの期間は 22 万円、同年 8 月から同年 11 月までの期間は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることとはできないものの、厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 16 万円と記録されている。

しかし、申立人の給与振込口座に係る普通預金異動明細表における平成 19 年 4 月から同年 6 月までの給与振込金額、及び平成 20 年度市県民税課税（所得）証明書（平成 19 年分）によると、標準報酬月額の決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの期間において標準報酬月額 22 万円に相当

する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額をから 22 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、B社から提出された賃金台帳（写）により、当該期間において標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

また、C年金事務所は、「D年金事務所は、本件申立てを受け、平成 22 年 6 月 11 日付けでB社に対し呼出し調査を実施し、同社における申立人の賃金台帳を確認したところ、同社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 20 年 4 月 1 日資格取得）に誤った報酬月額を記入していることが判明したため、同年金事務所は同社に対し、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得届（取得時報酬訂正）を提出するよう促し、これを受け、同社は、同年 6 月 30 日に同被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）を同年金事務所宛に提出した。」と回答している。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時報酬訂正）により、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額 22 万円（訂正前の標準報酬月額を除く。）と記録されているが、当該期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、当該記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(13万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(13万1,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を13万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（13万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(12万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(12万8,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を16万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（16万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(27万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(27万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を14万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(14万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(14万1,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(15万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(15万8,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(13万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(13万5,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(14万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(14万2,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（11万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(14万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(14万9,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（8万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（7万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(13万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(13万2,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（11万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（11万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(10万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(10万9,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（10万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（9万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(10万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(10万4,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（8万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を11万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(11万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額(11万1,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を9万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（9万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（7万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（10万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（6万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日
平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（2万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（2万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（8万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（8万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 23 日

平成 19 年 7 月 23 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（8万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（6万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

平成19年7月23日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（9万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

平成7年4月に就職した後、A社会保険事務所（当時）から職場に電話があり、未納となっている国民年金保険料を納付するように言われたので、同年6月又は同年12月に、5年4月から7年3月までの国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成7年6月又は同年12月に申立期間を含む5年4月から7年3月までの国民年金保険料を一括して納付した。」旨主張しているところ、平成7年6月又は同年12月の時点において、申立期間の一部の期間（平成7年6月の時点においては5年4月、7年12月の時点においては5年4月から同年10月までの期間）は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、6年4月から同年8月までの保険料を同年11月から7年4月にかけて現年度納付し、6年9月から7年3月までの保険料を8年9月から9年3月にかけて過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額を記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から50年3月まで
昭和50年11月に結婚後、近所に住んでいた集金人から勧められて国民年金に加入した。夫も国民年金保険料を納付していなかったため、夫婦二人の未納保険料を2か月ないし3か月分ずつに分割し、毎月の保険料に加えて納付した。
集金人からこれで未納分は終わったと言われた覚えがあるのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に払い出されている上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿には、「資格取得届提出51.10.23」と記載されており、申立人はこの頃に加入手続を行い、44年8月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間のうち同年8月から49年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫婦二人の未納保険料を2か月ないし3か月分ずつに分割し、毎月の保険料に加えて納付した。」旨主張しているが、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は52年8月9日に一括で現金納付（昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料は時効により52年11月18日に還付済み。）されていることが申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする集金人は既に死亡しており、納付状況等が不明であるなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 31 日から 46 年 2 月 1 日まで
昭和 45 年 10 月 31 日から 46 年 3 月頃まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は同年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までとされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは、同社における申立人の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人の、A 社における雇用保険の被保険者資格取得日、C 厚生年金基金における厚生年金基金加入員の資格取得日、及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日は、全て昭和 46 年 2 月 1 日とされ、オンライン記録と一致している上、申立期間当時における同社の関係者は、「申立期間当時、A 社では入社後数か月間の見習期間があり、当該期間について従業員は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除は無かった。」旨証言していることから、当該期間当時、同社は従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中である昭和 45 年 11 月 20 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿において確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、当該期間当時、申立人は、厚生年金保険に加入していないことを承知していた可能性がうかがわれる。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立内容を確認することができない。」と回答している上、申立期間当時、A 社に勤務していたこと

がオンライン記録により確認できる複数の従業員からは、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社（昭和 50 年 10 月 1 日にB事業所から事業所名称変更）に勤務していたことは、申立人の雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人は、B事業所に入社した昭和 48 年 2 月 8 日から申立期間直前の 50 年 8 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金について、申立期間中である同年 9 月に社会保険事務所（当時）に当該裁定請求書を提出し、同事務所は、同年 10 月 30 日付けで当該脱退手当金の支給手続を行っていることが確認できる上、当該裁定請求書の「⑦現在、厚生年金保険又は、船員保険の被保険者ですか」の欄には、「被保険者でない」と記載されていることから、申立期間当時、申立人は、A社において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、A社は、平成 19 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同社の代表取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の元代表取締役の妻、及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員 13 人のうち連絡の取れた 4 人から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたことをう

かがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 824 (事案 29 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 22 日から 47 年 9 月 30 日まで
前回申立ては認められなかったが、A社(現在は、B社)における厚生年金保険の加入期間(昭和 44 年 4 月 9 日から 45 年 5 月 22 日まで)に引き続き、申立期間においても、同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
新たな資料は無いが、当時A社に勤務していた者を申立書に記載するので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 45 年 5 月 22 日となっており、資格喪失に係る手続に不自然な点が見受けられないこと、同社における雇用保険の被保険者記録においても、同年 5 月 21 日に離職していることが確認できること、B社及びC健康保険組合において、申立期間当時の書類が保存されておらず、申立人の記録を確認することができないこと、及び申立人から聴取しても、当該期間当時、一緒に働いていたとする同僚等の記憶が明確ではなく、申立てに関する証言を得ることができないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していた者を申立書に記載す

るので、改めて調査してほしいと申し立てしているところ、申立人が記憶する同社の事業主、専務取締役、総務部長、総務課長及び総務課従業員4人の計8人のうち、連絡を取ることができた総務課において社会保険事務を担当していた者は、「申立人を知っている。勤務期間は短く、3年も勤務していなかったと思う。当時、私が厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていたので、申立人の厚生年金保険の加入記録は間違いないと思う。」旨述べている上、上記の者以外に連絡を取ることができ、申立人を記憶しているとする2人は、「申立人の勤務期間は長くはなかった。」旨述べており、申立人が申立期間に同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたことについて証言を得ることができず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。